

令和５年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率報告書

東 広 島 市

目 次

I 健全化判断比率

1	総括表	1
2	実質赤字比率	2
3	連結実質赤字比率	3
4	実質公債費比率	4
5	将来負担比率	5

II 資金不足比率

1	総括表	6
2	法適用企業	7
3	法非適用企業	8

《資料》

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲	9
----------------------	---

I 健全化判断比率

1 総括表

(単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和5年度決算 健全化判断比率	—	—	2.9	—
(早期健全化基準)	(11.28)	(16.28)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(30.00)	(35.0)	

注1 実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担額がない場合は、「—」を記載している。

注2 令和5年度の比率は、小数点以下1位未満を切り捨てている。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (すべての会計の実質赤字の比率)	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の不足額を市の標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負担を捉えた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

2 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A－B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質収支額 E (C－D)
一般会計	98,245,214	96,172,140	2,073,074	1,249,256	823,818
ひがしひろしま墓園管理 事業特別会計	9,976	9,976	0	0	0
八本松駅前土地区画整理 事業特別会計	908,035	518,546	389,489	382,631	6,858
合 計	99,163,225	96,700,662	2,462,563	1,631,887	830,676

(単位：千円)

イ 標準財政規模	48,333,123
うち臨時財政対策債発行可能額	369,329

(単位：％)

ウ 実質赤字比率	－
----------	---

注 実質赤字額がない場合は、「－」を記載している。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} \quad \text{ウ} \quad = \quad \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{アのE欄の合計 (※マイナスの場合のみ)}}{\text{標準財政規模} \quad \text{イ}}$$

3 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分		金 額	備 考
ア	一般会計等に係る実質収支額	830,676	2のアのE欄の合計
イ	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計に係る実質収支額 (①～③)	363,283	
	① 国民健康保険特別会計	56,684	
	② 後期高齢者医療特別会計	10,892	
	③ 介護保険特別会計	295,707	
ウ	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る資金不足額又は資金剰余額 (④～⑤)	2,390,906	資金不足額がある場合は、△(マイナス)で表示。
	④ 下水道事業会計	2,390,906	
	⑤ 特定地域生活排水処理事業特別会計	0	
エ	標準財政規模	48,333,123	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

オ	連結実質赤字比率	—
---	----------	---

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} \quad \text{オ} \quad = \quad \frac{\text{連結実質赤字額〔ア＋イ＋ウ〕} \quad (\text{※マイナスの場合のみ})}{\text{標準財政規模} \quad \text{エ}}$$

4 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源等額)	8,040,513	繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金を除く。
イ 準元利償還金	735,024	公営企業に要する地方債償還充当繰入金等
ウ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	7,343,329	災害復旧費等に係る基準財政需要額等
エ 標準財政規模	48,333,123	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

オ 実質公債費比率（単年度）	3.49406	R3 2.34283
		R4 3.16127
カ 実質公債費比率（3か年平均）	2.9	

【算定式】

$$\text{実質公債費比率（単年度）} \quad \text{オ} = \frac{\text{ア} + \text{イ} - \text{ウ}}{\text{エ} - \text{ウ}}$$

5 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	72,530,199	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	1,188,523	小中学校空調機整備 PFI事業に係る経費等
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に 充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	5,329,299	下水道事業会計等への 繰入れ見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還 に係る地方公共団体の負担見込額	14,364,038	広島中央環境衛生組 合、広島県水道広域連 合企業団
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	9,452,995	一般会計等対象職員 (市長部局、教育委員 会等)
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込 額	0	土地開発公社
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見 込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計 額	34,900,114	財政調整基金、減債基 金等
コ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	9,571,752	住宅使用料、都市計画 税等
サ 地方債の償還額等に要する経費として基準財政需 要額に算入されることが見込まれる額	74,638,040	
シ 標準財政規模	48,333,123	臨時財政対策債発行可 能額を含む。
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	7,343,329	

(単位：%)

セ 将来負担比率	—
----------	---

注 将来負担額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{将来負担比率} \quad \text{セ} \quad = \quad \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シース}}$$

Ⅱ 資金不足比率

1 総括表

(単位：％)

区 分		会 計 名	資金不足比率
法適用企業		下水道事業会計	—
法非適用企業	宅地造成事業 以外	特定地域生活排水処理事業特別会計	—
	宅地造成事業	—	—
(経営健全化基準) ※公営企業ごと			(20.0)

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 資金不足比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

2 法適用企業

ア 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額又は 資金剰余額 D (A + B - C)
下水道事業会計	1,531,765	4,345	3,927,016	△ 2,390,906

注1 流動負債は、控除未払金等の控除額を除いたものである。

注2 算入地方債は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

注3 流動資産は、控除財源等の控除額を除いたものである。

注4 D欄が△（マイナス）の場合は、資金剰余額となる。

イ 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収益の額 F	事業の規模 G (E - F)	備 考
下水道事業会計	3,606,240	27,166	3,579,074	

ウ 資金不足比率

(単位：％)

下水道事業会計	—
---------	---

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} \quad \text{ウ} \quad = \quad \frac{\text{D 資金不足額 (※プラスの場合のみ)}}{\text{G 事業の規模}}$$

3 法非適用企業

ア 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	翌年度へ繰り 越すべき財源 D	土地収入 見込額 E	資金不足額又は 資金剰余額 F
特定地域生活排水処理事業特別会計	11,990	0	11,990	0	-	0

注1 算入地方債は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

注2 F欄が△（マイナス）の場合は、資金剰余額となる。

イ 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 G	受託工事 収益の額 H	資本＋負債 I	事業の規模 J (G－H or I)	備 考
特定地域生活排水処理事業特別会計	8,988	0	-	8,988	

ウ 資金不足比率

(単位：%)

特定地域生活排水処理事業特別会計	—
------------------	---

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} \quad \text{ウ} \quad = \quad \frac{\text{F 資金不足額 (※プラスの場合のみ)}}{\text{J 事業の規模}}$$

《資料》

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	ひがしひろしま墓園管理事業特別会計				
		八本松駅前土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険特別会計			
			後期高齢者医療特別会計			
			介護保険特別会計			
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	下水道事業会計	資金不足比率（会計ごとに算定）		
		法非適用企業	特定地域生活排水処理事業特別会計			
一部事務組合・広域連合			広島中央環境衛生組合			
			広島県市町総合事務組合			
			広島県後期高齢者医療広域連合			
			広島県水道広域連合企業団			
地方公社			東広島市土地開発公社			